

不動産従業機関の反マネーロンダリング業務に関する管理弁法（建房規〔2025〕2号）（日本語訳）

出典：中国政府網（國務院公報 2025 年第 27 号）掲載「住房城乡建设部 中国人民银行关于印发《房地产从业机构反洗钱工作管理办法》的通知」（建房規〔2025〕2号、2025年7月25日、2025年9月1日施行）

https://www.gov.cn/gongbao/2025/issue_12306/202509/content_7042884.html

原文の確認方法：上記ページをブラウザ（Chrome）で開き、本文テキストを取得して訳出した（2026年10月5日）。

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんが、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。

訳注：本弁法第25条は、従前の不動産業界の反マネーロンダリング規定と不一致の場合は本弁法によるとしている。添付資料に挙がっていた「住房城乡建设部 中国人民银行 中国银行业监督管理委员会关于规范购房融资和加强反洗钱工作的通知」（建房〔2017〕215号）を明示的に廃止する規定はなく、同通知は北大法宝で「现行有效」（部門工作文件）と表示されている（2026年10月5日確認）。したがって同通知は形式上は現行有効であるが、本弁法と不一致の部分は本弁法が優先する。なお、同通知は住房城鄉建設部等の文書であり、人民銀行の廃止公告の照合対象ではない。

印刷配布の通知（建房規〔2025〕2号）

【原文】住房和城乡建设部 中国人民银行关于印发

【訳文】住房城鄉建設部・中国人民銀行の

【原文】《房地产从业机构反洗钱工作管理办法》的通知

【訳文】《不動産従業機関の反マネーロンダリング業務に関する管理弁法》の印刷配布に関する通知

【原文】建房規〔2025〕2号

【訳文】建房規〔2025〕2号

【原文】各省、自治区住房和城乡建设厅，直辖市住房和城乡建设（管）委，新疆生产建设兵团住房城乡建设局，中国人民银行上海总部，各省、自治区、直辖市及计划单列市分行：

【訳文】各省・自治区住房城鄉建設庁、直轄市住房城鄉建設（管理）委員会、新疆生産建設兵団住房城鄉建設局、中国人民銀行上海総部、各省・自治区・直轄市及び計画単列市分行：

【原文】为贯彻落实《中华人民共和国反洗钱法》，住房和城乡建设部会同中国人民银行制定了《房地产从业机构反洗钱工作管理办法》。现印发给你们，请遵照执行。

【訳文】《中華人民共和國反マネーロンダリング法》を貫徹し実施するため、住房城鄉建設部は、中国人民銀行と共同して《不動産従業機関の反マネーロンダリング業務に関する管理弁法》を制定した。ここに印刷配布するので、これを遵守し執行されたい。

【原文】住房和城乡建设部

【訳文】住房城鄉建設部

【原文】中国 人民银行

【訳文】 中国人民銀行

【原文】 2025年7月25日

【訳文】 2025年7月25日

【原文】 房地产从业机构反洗钱工作管理办法

【訳文】 不動産従業機関の反マネーロンダリング業務に関する管理弁法

第1章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】 为了预防洗钱和恐怖融资（以下统称洗钱）活动，遏制洗钱及相关犯罪，加强和规范房地产从业机构反洗钱和反恐怖融资（以下统称反洗钱）工作，根据《中华人民共和国反洗钱法》、《中华人民共和国反恐怖主义法》等法律法规，制定本办法。

【訳文】 マネーロンダリング及びテロ資金供与（以下「マネーロンダリング」と総称する。）の活動を予防し、マネーロンダリング及び関連する犯罪を抑止し、不動産従業機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策（以下「反マネーロンダリング」と総称する。）の業務を強化し及び規範化するため、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》、《中華人民共和国反テロリズム法》等の法律法規に基づき、この弁法を制定する。

第二条

【原文】 在中华人民共和国境内依法设立，提供房屋销售、房屋买卖经纪服务的房地产开发企业或者房地产中介机构（以下统称房地产从业机构），应当依据本办法规定履行反洗钱义务。

【訳文】 中華人民共和国の境内において法に従って設立され、住宅の販売又は住宅売買の仲介サービスを提供する不動産開発企業又は不動産仲介機関（以下「不動産従業機関」と総称する。）は、この弁法の規定に従って反マネーロンダリング義務を履行しなければならない。

第三条

【原文】住房和城乡建设部会同中国人民银行制定房地产从业机构反洗钱管理规定，对全国房地产行业反洗钱工作进行监督管理。

【訳文】住房城郷建設部は、中国人民銀行と共同して不動産従業機関の反マネーロンダリング管理規定を制定し、全国の不動産業界の反マネーロンダリング業務について監督管理を行う。

【原文】各级住房和城乡建设主管部门依法监督检查房地产从业机构履行反洗钱义务情况，指导房地产行业自律组织加强反洗钱自律管理，处理中国人民银行及其派出机构提出的反洗钱监督管理建议，履行法律和国务院规定的有关反洗钱其他职责。

【訳文】各級の住房城郷建設主管部門は、法に従って不動産従業機関による反マネーロンダリング義務の履行状況を監督検査し、不動産業界の業界自主規制組織が反マネーロンダリングの自主規制管理を強化するよう指導し、中国人民銀行及びその派出機関が提出した反マネーロンダリングの監督管理に関する建議を処理し、法律及び国务院が定める反マネーロンダリングに関するその他の職責を履行する。

【原文】中国房地产估价师与房地产经纪人学会、中国房地产业协会以及地方有关房地产行业自律组织在住房和城乡建设主管部门指导下，依法开展房地产行业反洗钱自律管理。

【訳文】中国不動産鑑定士・不動産仲介人学会、中国不動産業協会及び地方の関係する不動産業界の業界自主規制組織は、住房城郷建設主管部門の指導の下で、法に従って不動産業界の反マネーロンダリングの自主規制管理を行う。

第四条

【原文】房地产行业反洗钱监督管理应当遵循基于风险原则，在有效识别行业和从业机构洗钱风险状况的基础上，对不同洗钱风险的房地产从业机构确定与风险相匹配的监管措施。

【訳文】不動産業界の反マネーロンダリングの監督管理は、リスクに基づく原則に従わなければならない、業界及び従業機関のマネーロンダリングのリスク状況を有効に識別した上で、マネーロンダリングのリスクの異なる不動産従業機関に対し、リスクに見合った監督管理措置を確定する。

第五条

【原文】 房地产从业机构应当依法履行反洗钱义务，接受反洗钱监督管理和自律管理，配合中国人民银行及其派出机构开展的反洗钱调查。

【訳文】 不動産従業機関は、法に従って反マネーロンダリング義務を履行し、反マネーロンダリングの監督管理及び自主規制管理を受け、中国人民銀行及びその派出機関が行う反マネーロンダリング調査に協力しなければならない。

【原文】 房地产从业机构及其工作人员不得从事洗钱活动，或者为洗钱活动提供便利。

【訳文】 不動産従業機関及びその職員は、マネーロンダリング活動に従事し、又はマネーロンダリング活動に便宜を提供してはならない。

第六条

【原文】 对依法履行反洗钱职责或者义务获得的客户身份资料和交易信息、反洗钱调查信息等反洗钱信息，应当予以保密；非依法律规定，不得向任何单位和个人提供。

【訳文】 法に従って反マネーロンダリングの職責又は義務を履行することにより取得した顧客の身元資料及び取引情報、反マネーロンダリング調査の情報等の反マネーロンダリング情報は、秘密を保持しなければならない、法律の規定によらなければ、いかなる法人その他の団体又は個人にも提供してはならない。

第七条

【原文】 房地产从业机构及其工作人员因履行反洗钱义务，在境内依法处理客户身份资料、交易及相关信息，开展提交可疑交易报告等工作，受法律保护。

【訳文】 不動産従業機関及びその職員が、反マネーロンダリング義務を履行するため、境内において法に従って顧客の身元資料、取引及び関連する情報を処理し、疑わしい取引の報告の提出等の業務を行うことは、法律の保護を受ける。

第2章 反マネーロンダリング義務（第二章 反洗钱义务）

第八条

【原文】 房地产从业机构应当充分考虑面临的洗钱风险，依法采取预防、监控措施，建立健全反洗钱内部控制制度，指定内设机构或者人员负责反洗钱工作。

【訳文】 不動産従業機関は、直面するマネーロンダリングのリスクを十分に考慮し、法に従って予防及び監視の措置をとり、反マネーロンダリングの内部統制制度を確立し及び健全化し、内部の部署又は人員を指定して反マネーロンダリング業務の責任を負わせなければならない。

第九条

【原文】 房地产从业机构应当采取合理措施定期识别、评估本机构面临的洗钱风险，并根据风险评估结果，制定和采取适当的洗钱风险管理制度和措施，持续监控其执行情况。

【訳文】 不動産従業機関は、合理的な措置をとって、当該機関が直面するマネーロンダリングのリスクを定期的に識別し及び評価し、かつ、リスク評価の結果に応じて、適切なマネーロンダリングリスク管理の制度及び措置を制定し及びとり、その執行状況を継続的に監視しなければならない。

第十条

【原文】 房地产开发企业向客户销售房屋、房地产中介机构为客户买卖房屋提供经纪服务时，有合理理由怀疑客户及其交易涉嫌洗钱活动的，应当通过以下措施了解客户身份信息及其交易目的：

【訳文】 不動産開発企業が顧客に住宅を販売し、又は不動産仲介機関が顧客の住宅の売買について仲介サービスを提供する場合において、顧客及びその取引がマネーロンダリング活動の疑いがあると疑うに足りる合理的な理由があるときは、次に掲げる措置により、顧客の身元情報及びその取引目的を把握しなければならない。

【原文】 （一）查验自然人提供的居民身份证、护照或者其他来源可靠、独立的身份证明材料；留存客户身份证明材料的复印件、影印件；询问并记录其交易目的。

【訳文】（1）自然人が提出した居民身分証、旅券その他の出所が信頼でき独立した身元証明資料を確認し、顧客の身元証明資料の複写物又は影印物を保存し、その取引目的を尋ね、かつ、記録すること。

【原文】（二）查验法人和非法人组织提供的营业执照或者其他来源可靠、独立的身份证明材料；识别客户受益所有人；留存客户身份证明材料的复印件、影印件；询问并记录其交易目的。

【訳文】（2）法人及び非法人組織が提出した営業許可証その他の出所が信頼でき独立した身元証明資料を確認し、顧客の実質的支配者を識別し、顧客の身元証明資料の複写物又は影印物を保存し、その取引目的を尋ね、かつ、記録すること。

【原文】（三）代理人代办业务的，应当在了解客户身份信息及其交易目的的基础上，查验并留存代理人提供的身份证明材料和代理关系证明材料。

【訳文】（3）代理人が業務を代行するときは、顧客の身元情報及びその取引目的を把握した上で、代理人が提出した身元証明資料及び代理関係を証明する資料を確認し、かつ、保存すること。

【原文】房地产开发企业应当在与客户签订房屋买卖合同前，房地产中介机构应当在撮合客户签订房屋买卖合同前的合理期限内完成前款规定工作。

【訳文】不動産開発企業は顧客と住宅売買契約を締結する前に、不動産仲介機関は顧客による住宅売買契約の締結を仲介する前の合理的な期限内に、前項に定める業務を完了しなければならない。【訳注：原文は「房地产开发企业应当在与客户签订房屋买卖合同前，房地产中介机构应当在撮合客户签订房屋买卖合同前的合理期限内完成前款规定工作」であり、二つの「应当在……」句が並列し、「的合理期限内」は後半の「在撮合……前的合理期限内」の内部にある。したがって「合理的な期限内」は不動産仲介機関のみに係り、不動産開発企業は契約締結前に完了すれば足りる。】

第十一条

【原文】 房地产从业机构不得向身份不明的客户销售房屋或者提供经纪服务。客户拒不配合提供身份证明材料等信息的，可以拒绝向其销售房屋或者提供经纪服务，并根据情况向中国反洗钱监测分析中心提交可疑交易报告。

【訳文】 不動産従業機関は、身元の明らかでない顧客に住宅を販売し、又は仲介サービスを提供してはならない。顧客が身元証明資料等の情報の提出に協力することを拒むときは、その者に対する住宅の販売又は仲介サービスの提供を拒否することができ、かつ、状況に応じて中国反マネーロンダリング監視分析センターに疑わしい取引の報告を提出する。

第十二条

【原文】 房地产从业机构应当采取妥善措施，完整、准确地保存获取的客户身份资料和交易记录，保存期不少于十年。

【訳文】 不動産従業機関は、適切な措置をとって、取得した顧客の身元資料及び取引記録を完全かつ正確に保存しなければならず、保存期間は10年を下回ってはならない。

第十三条

【原文】 房地产从业机构发现或者有合理理由怀疑客户拟进行的房屋交易与洗钱等犯罪活动相关的，应当及时向中国反洗钱监测分析中心提交可疑交易报告。

【訳文】 不動産従業機関は、顧客が行おうとする住宅取引がマネーロンダリング等の犯罪活動に関連することを発見し、又はそのように疑うに足りる合理的な理由があるときは、速やかに中国反マネーロンダリング監視分析センターに疑わしい取引の報告を提出しなければならない。

【原文】 可疑交易报告的格式和填报要求，由中国反洗钱监测分析中心另行规定。

【訳文】 疑わしい取引の報告の様式及び記入・報告の要求は、中国反マネーロンダリング監視分析センターが別に定める。

第十四条

【原文】 房地产从业机构应当依法对下列名单所列对象采取反洗钱特别预防措施：

【訳文】不動産従業機関は、法に従って、次に掲げるリストに掲載された対象に対して反マネーロンダリング特別予防措置をとらなければならない。

【原文】（一）国家反恐怖主义工作领导小组认定并由其办公室公告的恐怖活动组织和人员名单；

【訳文】（1）国家反テロリズム業務指導小組が認定し、その弁公室が公告するテロ活動組織及びテロ活動人員のリスト

【原文】（二）外交部发布的执行联合国安理会决议通知中涉及恐怖融资、大规模杀伤性武器扩散融资定向金融制裁的组织 and 人员名单；

【訳文】（2）外交部が発布する国際連合安全保障理事会決議の執行に関する通知中の、テロ資金供与及び大量破壊兵器拡散金融に係る対象を特定した金融制裁に関わる組織及び人員のリスト

【原文】（三）中国人民银行认定或者会同国家有关机关认定的，具有重大洗钱风险、不采取措施可能造成严重后果的组织 and 人员名单。

【訳文】（3）中国人民銀行が認定し、又は国家の関係機関と共同して認定した、重大なマネーロンダリングのリスクを有し、措置をとらなければ重大な結果を生じるおそれのある組織及び人員のリスト

【原文】经核查发现名单所列对象及其代理人、受其指使的组织 and 人员、其直接或者间接控制的组织的，应当立即停止向其销售房屋或者提供经纪服务，并依法向相关部门报告。

【訳文】照合の結果、リストに掲載された対象及びその代理人、その指図を受ける組織及び人員並びにその直接又は間接に支配する組織であることを発見したときは、直ちにその者に対する住宅の販売又は仲介サービスの提供を停止し、かつ、法に従って関係部門に報告しなければならない。

第十五条

【原文】 房地产从业机构应当积极配合行业主管部门或者自律组织做好反洗钱社会宣传，参加行业主管部门或者自律组织举办的反洗钱培训，对本机构管理人员和员工持续开展反洗钱培训。

【訳文】 不動産従業機関は、業界主管部門又は自主規制組織が行う反マネーロンダリングの社会宣伝に積極的に協力し、業界主管部門又は自主規制組織が主催する反マネーロンダリングの研修に参加し、当該機関の管理職及び従業員に対し継続的に反マネーロンダリングの研修を行わなければならない。

第十六条

【原文】 房地产从业机构应当根据洗钱风险状况，合理确定反洗钱内部审计或检查工作内容，或者在内部审计或检查、社会审计中包含与洗钱风险管理需求相适应的内容，监督反洗钱内部控制制度的有效实施。

【訳文】 不動産従業機関は、マネーロンダリングのリスク状況に応じて、反マネーロンダリングの内部監査若しくは検査の業務の内容を合理的に定め、又は内部監査若しくは検査若しくは外部監査（社会監査）においてマネーロンダリングリスク管理の需要に適合した内容を含め、反マネーロンダリングの内部統制制度の有効な実施を監督しなければならない。

第3章 反マネーロンダリングの監督管理（第三章 反洗钱监督管理）

第十七条

【原文】 各级住房城乡建设主管部门对房地产从业机构履行反洗钱义务的情况实施监督检查。住房城乡建设主管部门进行监督检查时，应当避免或者尽量减少对房地产从业机构正常生产经营活动的影响。

【訳文】 各級の住房城郷建設主管部門は、不動産従業機関による反マネーロンダリング義務の履行状況について監督検査を実施する。住房城郷建設主管部門は、監督検査を行うに当たり、不動産従業機関の正常な生産経営活動への影響を回避し、又はできる限り減少させなければならない。

【原文】中国人民银行及其派出机构与同级住房城乡建设主管部门建立工作沟通联系机制，对住房城乡建设主管部门的反洗钱监督检查依法予以协助。

【訳文】中国人民銀行及びその派出機関は、同級の住房城郷建設主管部門との間で業務上の意思疎通・連絡の仕組みを構築し、住房城郷建設主管部門の反マネーロンダリングの監督検査に対し、法に従って協力する。

第十八条

【原文】中国房地产估价师与房地产经纪人学会、中国房地产业协会在住房城乡建设部的指导下，承担房地产行业反洗钱自律管理职责，包括：

【訳文】中国不動産鑑定士・不動産仲介人学会及び中国不動産業協会は、住房城郷建設部の指導の下で、不動産業界の反マネーロンダリングの自主規制管理の職責を負う。これには、次に掲げるものが含まれる。

【原文】（一）制定从业机构反洗钱自律管理规范及工作指引；

【訳文】（1）従業機関の反マネーロンダリングの自主規制管理規範及び業務指針を制定すること。

【原文】（二）识别与评估房地产行业洗钱和恐怖融资风险，发布风险提示并采取与风险相匹配的措施；

【訳文】（2）不動産業界のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを識別し及び評価し、リスクに関する注意喚起を發布し、かつ、リスクに見合った措置をとること。

【原文】（三）指导从业机构遵守反洗钱法律法规及自律规范，提升行业合规意识和风险防控能力；

【訳文】（3）従業機関が反マネーロンダリングの法律法規及び自主規制規範を遵守するよう指導し、業界のコンプライアンス意識並びにリスクの防止及び統制の能力を向上させること。

【原文】（四）协调组织从业机构报送可疑交易报告；

【訳文】（4）従業機関による疑わしい取引の報告の報送を調整し及び組織すること。

【原文】（五）对从业机构及其工作人员实施反洗钱自律管理，对违反本办法和自律规范的从业机构及其工作人员进行惩戒；

【訳文】（5）従業機関及びその職員に対して反マネーロンダリングの自主規制管理を実施し、この弁法及び自主規制規範に違反した従業機関及びその職員に対して懲戒を行うこと。

【原文】（六）开展房地产行业反洗钱研究、培训和宣传；

【訳文】（6）不動産業界の反マネーロンダリングの研究、研修及び宣伝を行うこと。

【原文】（七）向住房城乡建设部反映有关情况，提出政策建议；

【訳文】（7）住房城鄉建設部に關係する状況を報告し、政策に関する建議を提出すること。

【原文】（八）指导、协调地方有关房地产行业自律组织开展当地反洗钱自律管理工作；

【訳文】（8）地方の關係する不動産業界の業界自主規制組織が当地の反マネーロンダリングの自主規制管理業務を行うよう指導し及び調整すること。

【原文】（九）住房城乡建设部授权履行的其他自律管理职责。

【訳文】（9）住房城鄉建設部が授權して履行させるその他の自主規制管理の職責

【原文】地方有关房地产行业自律组织在所在地住房城乡建设主管部门的指导下，承担本地区房地产行业反洗钱自律管理职责。

【訳文】 地方の関係する不動産業界の業界自主規制組織は、所在地の住房城郷建設主管部門の指導の下で、当該地区の不動産業界の反マネーロンダリングの自主規制管理の職責を負う。

第十九条

【原文】 房地产行业自律组织合理运用以下措施，对从业机构实行反洗钱自律管理：

【訳文】 不動産業界の業界自主規制組織は、次に掲げる措置を合理的に運用して、従業機関に対し反マネーロンダリングの自主規制管理を実施する。

【原文】 （一）要求从业机构定期或者不定期报告反洗钱工作情况，持续监测从业机构洗钱风险状况；

【訳文】 （1）従業機関に対し反マネーロンダリング業務の状況を定期又は不定期に報告するよう要求し、従業機関のマネーロンダリングのリスク状況を継続的に監視すること。

【原文】 （二）遵循基于风险原则，对从业机构履行反洗钱义务情况实施自律检查；

【訳文】 （2）リスクに基づく原則に従い、従業機関による反マネーロンダリング義務の履行状況について自主規制上の検査を実施すること。

【原文】 （三）向风险较为突出或者反洗钱工作存在违规问题的从业机构提出改正意见；

【訳文】 （3）リスクが比較的顕著であり、又は反マネーロンダリング業務に違反の問題がある従業機関に対し、是正意見を提出すること。

【原文】 （四）处理对从业机构反洗钱工作的投诉或者举报；

【訳文】 （4）従業機関の反マネーロンダリング業務に対する苦情又は通報を処理すること。

【原文】（五）加强从业机构入会资格审核，关注从业机构及其主要股东、受益所有人、高级管理人员是否涉及洗钱及相关犯罪活动；

【訳文】（5）従業機関の入会資格の審査を強化し、従業機関並びにその主要株主、実質的支配者及び高級管理職がマネーロンダリング及び関連する犯罪活動に関与しているか否かに注意を払うこと。

【原文】（六）对经查实存在违法违规行为的从业机构及其工作人员采取自律惩戒措施；

【訳文】（6）調査により違法・違規行為の存在が確認された従業機関及びその職員に対し、自主規制上の懲戒の措置をとること。

【原文】（七）根据反洗钱自律管理需要或者经住房城乡建设主管部门授权、委托采取其他相关措施。

【訳文】（7）反マネーロンダリングの自主規制管理の必要に応じて、又は住房城郷建設主管部門の授權若しくは委託を受けて、その他の関連する措置をとること。

【原文】房地产行业自律组织发现从业机构违反本办法有关规定、应予行政处罚的，应当及时报告所在地住房城乡建设主管部门。

【訳文】不動産業界の業界自主規制組織は、従業機関がこの弁法の関係規定に違反し、行政処罰を科すべきであることを発見したときは、速やかに所在地の住房城郷建設主管部門に報告しなければならない。

第二十条

【原文】住房城乡建设主管部门在有效识别房地产行业洗钱风险状况的基础上，可合理确定对不同类型或者风险等级房地产从业机构的监督管理措施及频率。对高风险的从业机构采取强化的监管措施，对低风险的从业机构可采取简化的监管措施。

【訳文】住房城郷建設主管部門は、不動産業界のマネーロンダリングのリスク状況を有効に識別した上で、異なる類型又はリスク等級の不動産従業機関に対する監督管理の措置及び頻度を合理的に定めることができる。高リスクの従業機関に対しては強化された監督管理措置をとり、低リスクの従業機関に対しては簡素化された監督管理措置をとることができる。

第4章 法律責任（第四章 法律责任）

第二十一条

【原文】房地产从业机构违反本办法有关规定的，由所在地县级以上地方人民政府房地产主管部门依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十八条的规定予以处罚。违反《中华人民共和国反恐怖主义法》等有关法律的，依照有关法律的规定处理。

【訳文】不動産従業機関がこの弁法の関係規定に違反したときは、所在地の県級以上の地方人民政府の不動産主管部門が《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第58条の規定により処罰する。《中華人民共和国反テロリズム法》等の関係する法律に違反したときは、関係する法律の規定により処理する。

第二十二条

【原文】房地产从业机构及其工作人员违反房地产行业反洗钱自律规范的，由房地产行业自律组织予以自律惩戒。

【訳文】不動産従業機関及びその職員が不動産業界の反マネーロンダリングの自主規制規範に違反したときは、不動産業界の業界自主規制組織が自主規制上の懲戒を科する。

第二十三条

【原文】各级住房城乡建设主管部门、中国人民银行及其派出机构、房地产行业自律组织相关工作人员违反本办法有关规定的，依法追究法律责任。

【訳文】各級の住房城郷建設主管部門、中国人民銀行及びその派出機関並びに不動産業界の業界自主規制組織の関係する職員がこの弁法の関係規定に違反したときは、法に従って法律上の責任を追及する。

第5章 附則（第五章 附则）

第二十四条

【原文】本办法由住房城乡建设部会同中国人民银行解释。

【訳文】 この弁法は、住房城郷建設部が中国人民銀行と共同して解釈する。

第二十五条

【原文】 本办法自 2025 年 9 月 1 日起施行。此前有关房地产行业反洗钱规定与本办法不一致的，按照本办法执行。

【訳文】 この弁法は、2025 年 9 月 1 日から施行する。従前の不動産業界の反マネーロンダリングに関する規定がこの弁法と一致しないときは、この弁法に従って執行する。